

## 住民投票制度を考える会 第2回 会議概要

日 時 平成 22 年 10 月 14 日(木) 18:30～20:25  
場 所 市役所第2庁舎 2階会議室  
参加者 東(コーディネーター)、江川、阿部、磯田、佐藤、高野、依田  
欠席者 伊部、福井、小林、斉藤  
事務局 松岡、河本、今村

### 【会議次第】

#### 1 事務局説明

会議の進行～コーディネーターに、会議の進行をお願いしているが、コーディネーター自体は、議論には入らず、意見を引き出したり、集約へ導く役目を担ってもらう。

議論がそれた時は、コーディネーターの判断で発言を遮ることもあるかもしれないが、会議の約束事として、皆さんの協力をお願いします。

#### 2 コーディネーター説明

一般的な「住民投票」～地方自治に関する標準的な解説書の抜粋資料(1)にあたり、議論の前提となる共通認識としたい。

#### 3 討議

別紙のとおり

#### 4 事務連絡等

- (1) 次回の開催 平成 22 年 11 月 18 日(木) 18:30～20:30 市役所8階 82 会議室
- (2) HPの掲載 会議の概略 委員名簿

#### 5 資 料

- (1) 「地方自治の法としくみ」原田尚彦著他抜粋(コーディネーター提供)
- (2) 「住民投票の過去・現在・未来」上田道明論文
- (3) 第1回会議討論の概略
- (4) 「自治を問う住民投票－抵抗型から自治型への運動へ」上田道明著抜粋

## 討論の概略

第2回の会議も、テーマや議題を設定せず、意見発表を自由に行った。  
意見や質問から討論に発展した概略は、以下のとおり。

## 会議の目的

- ・この会議の目的はそもそも何か？勝手な意見の言いつばなしになるのでは
- ・この会議の結論が、市民の意見ということになるのか

コーディネーター～苫小牧市にとって住民投票制度が必要かどうかの議論をすることが目的

事務局～色々な意見を出してもらい、苫小牧市の方向性として会議で集約していく。

広く市民に声をかけた中でお集まりいただいた方々。会の皆さんからいただいた意見として受け、政策として行政内部で検討をしていくことになる。

## 住民投票の積極的活用

- ・積極説を支持する。おまかせ代表制民主主義の法律を変えて、人民が(表に)出ていけばよい(資料より・・・住民投票制度の導入積極説・・・直接民主主義が理想。現行の代表制民主主義は直接民主主義の実施が困難なための次善の策。積極的に住民投票制度を導入して直接民主主義の理想型に接近すべきという考え方)
- ・大きなテーマだけでなく、住民の素朴な疑問を解決する手段としての住民投票があってもいい
- ・実験として小さなことで住民投票を実施、学習、慣れておいて、理想の投票条例に近づけていく
- ・市議選なみに4,500万円も経費がかかると思うと、住民投票に尻込みをしてしまうが、工夫次第でこんなに簡単に投票が出来る情報として流しておけば、住民投票の実施をしやすくなる
- ・小さなことで住民投票をやっていくと、議員さんがいらなくなる、そういう方向に走ると非効率
- ・直接民主主義が理想ではない。直接民主主義を地方自治の理想としているのは著作上の記述
- ・直接民主主義か間接民主主義かどちらが理想かという、方向性が委員の中でまったく違う
- ・「理想とする直接民主主義の実現として、簡単に度々住民投票実施」という考えはあまりに違う
- ・認識があまりにかけはなれている中で、会としての意見集約は難しいのでは

コーディネーター～憲法学、地方自治法学の通説としては、日本は代表制民主主義を基本としており、これを補完する制度の一つが住民投票としている。これまでは、地域住民の意見を二分するような、代表制による議論を経ても決着つけがたい事柄について住民投票にかけられてきた。

法律改正は私達にはできないが、私達のできる範囲の中で、一般的な住民投票の解釈を共通認識として、苫小牧市は条例の制定を目指すべきなのか議論していきましょう。

事務局～これまでの住民投票の事例を振り返ると、本当に求められていたのは、住民投票制度ではなく住民の行政への参加制度。住民参加の手続きを踏み、ありとあらゆる手段をとってもなお決着がつかないような時に、最後の手段として市民の意見を聴くのが住民投票制度。

## 市民の意識

- ・諸外国のように学校で政治に触れる機会がなく、市政に無関心、市の借金や税金の流れすら知らない中で、そもそも市民の意識として、高度な政策判断ができるレベルにあるのか
- ・市政について市民の興味があるのか、市民は意見発信している現状にあるのか
- ・市民が素朴な疑問を発したり、市民の意見を反映させるのに、市民のレベルも能力も関係ない
- ・小さなテーマで住民投票の実験を度々行うことで、市民は慣れて学習していくのではないか
- ・ポピュリズムに陥る危険がある
- ・例えば月 20 万円を配る住民投票があったら、賛成する。ただし、その後苫小牧市がつぶれたとしても、出て行けばよい。そういう判断、結果に陥ったり、利用される危険がある
- ・投票の結果政策が失敗しても、直接民主主義の多数決による結果なのだからそれでよし。直接民主主義の結果は絶対的。失敗しても機会を重ねることで直していけばよい
- ・投票をする前に、市民が深く考えられるか、投票制度を運用する側の問題。
- ・市民の意識が最重要課題。市民の意識が上がっていなければ、条例をつくっても生かされない
- ・投票条例は、市民の意識を見定めてからでよい

コーディネーター～熟慮、熟議を一義的に行うのは議会。まず、議会が熟慮しなければならない。ハードルを低くして 2,000～3,000 人で住民投票を実施すると、それが本当の意味での住民なのかという問題がある。ポピュリズムを利用して、一定の政治的意図を持った団体が政策を左右する危険がある。

## 住民投票条例の意義

- ・行政の暴走に不安を感じた時に、ブレーキをかけることができる
- ・議会を牽制する手段になる
- ・常設型投票条例があれば、人民の声をあげる選択肢、住民の意思を反映させるシステムとなる
- ・その課題について熟慮する機会になる
- ・住民投票条例がないよりは、いつでも使えるようにあった方がよい、あることに意義がある
- ・地方自治法の住民投票制度をそのまま条例化することはできるか

事務局～現行地方自治法上の住民投票制度をそのまま条例化することは可能。しかし、年齢要件を下げる等の上乗せ部分がないのであれば、エネルギーやコストをかけて策定する意味がない。

コーディネーター～投票を実施する側の資質として不安があり、どう運用されるかという懸念もあるが、運用するユーザーが成熟していけば望ましい形になっていくという意見があった。

また、地方自治体は民主主義の学校と言われているが、投票条例をつくらねば政治に関心を持ったり、勉強する啓蒙の機会になるだろう。

そして、議会を牽制する手段になるので、行政もより市民の方を向くことになると考えられる。

## 具体的な課題

- ・この事例は個別課題型、このケースは常設型というように、各地の条例を分類し研究できないか
- ・具体的な課題がないと、議論を深めるにあたって焦点が絞れていかない
- ・課題によっては投票出来る人を15歳以上とする等、未来を担う人たちが参加できたらよい
- ・千歳川放水路の問題があった時に、住民投票を実施していたらプラスの結果になったと思う
- ・静川遺跡は、住民投票を行えば、観光資源や市民の学習等活用の道が開けるのでは
- ・F15 戦闘機の問題では、市長受入市議全員反対だった。住民投票をしていれば市民意見を参考にできたと思う。でも、東部地区の人は理解が深い、西部の人は無関心ということになるかも
- ・住民投票を当時していれば、中心市街地は今のようにはなっていなかっただろう
- ・議員定数や議員報酬、千歳との合併など、住民投票に適した課題は苫小牧にも相当数ある

## 住民投票条例の策定

- ・(投票条例検討は)とても重要なことだとは思いますが、それ以前の、日々の生活で一杯の人も多い
- ・投票条例をその都度つくるのにエネルギーが相当あるのであれば、常に投票条例があった方がよいと思う。しかし、課題によっては、スタートのハードルを変えたい
- ・常に投票条例があつて、個別の課題にも対応できるとよい
- ・今参加している方の中では、「投票条例はあつたほうがよい」ということへの反対はない

コーディネーター～色々な懸念はあるが、投票制度自体はあつたほうがよいという暫定的な結論に達した。次の会議では、もう一歩進んで議論を進めたい。